

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
四電エンジニアリング株式会社	取締役社長 原田 雅仁	大臣許可 (般・特) 第 3782 号	香川県高松市 上之町 3-1-4

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 2 年 8 月 7 日から令和 2 年 10 月 6 日まで (2 月)
指名停止の理由	<p>高知県須崎市の民間発注の建設現場において、労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、須崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、四国地方整備局より指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（2）（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p>